

令和2年第6回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和2年6月8日 午後2時58分  
筑紫野市役所 504会議室

- 1 開会日時及び場所 令和2年6月8日 午後2時58分  
筑紫野市役所（504会議室）
- 2 閉会日時 令和2年6月8日 午後3時50分
- 3 委員氏名
  - (1) 出席者  
農業委員  
真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成  
農地利用最適化推進委員  
市川勘一、砥綿英彦
  - (2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）  
山内公昭、萩尾利光、市川光秀、松原剛、高田長次、佐藤英昭、  
中山榮二、八尋泰憲
- 4 議事に参与したもの  
事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一  
事務局農地担当係長 萩尾浩三  
事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志
- 5 会議に付した事項  
農地  
報告第15号 農地を改良する届出について  
報告第16号 農地法施行規則の規定による届出について  
議案第14号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について  
議案第15号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について  
議案第16号 非農地証明願いについて  
議案第17号 農業委員会事務の実施状況等の公表について  
農政  
議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について  
議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：それでは、皆さん、こんにちは。時間前でございますが、全員おそろいになりましたので、ただいまから始めていきたいと思います。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の砥綿さん、7番委員の榎木さん、よろしくお願いいたします。

今日も、実はコロナウイルスの関係で、推進委員の方々もぜひみんなそろっていただきたいんですが、もしいろいろあったら困りますので、関係のところの方にぜひということで御出席をいただいています。ですから、こういった形でちょっと少ないですが、できれば来月くらいまでは用心しようかという話も今しつつあるところで、どういうふうにするかはまだ決めてはおりませんが、そういった方向で進ませていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。お手元に配付しております資料によって進めますので、よろしくお願いいたします。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。報告第15号、議案書のとおり届出が2件あります。1ページです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、田930平米、造成計画については盛土・整地、造成高1メートル、法面処理、土羽。工事期間、令和2年3月1日から令和2年3月20日まで。水利承諾書については添付されております。

番号2番、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、地籍、田201平米、造成計画、盛土・整地。造成高1メートル、法面処理は、土羽。工事期間は令和2年3月1日から令和2年3月20日まで。水利承諾書については添付されております。

以上です。

○議長：本件について質疑、御意見のある方はありませんか。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項7号の規定に基づく、同法施行規則第53条第12号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第16号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市石崎1丁目1-1、筑紫野市長藤田陽三。相手方、筑紫野市□□、

□□、外4名。届出地、□□、外18筆。地籍、田9,555平米、畑468平米、合計1万23平米です。契約内容は売買。届出の理由ですが、適用条項第53条第12号筑紫駅西口土地区画整理事業及び筑紫地区まちづくり整備事業に伴う工事でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑、意見等のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

議案第14号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員の説明を。□番委員の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：1番、申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。畑361平米。申請内容、転用目的、植林。構造規模、盛土、整地、植林。工事期間、令和2年7月1日から令和3年3月31日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内容、自己100%。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

ちょうど5月13日に□□さんと2人で□□さん宅に、現場を確認に行きました。そしたら、ちょうど場所的に□□の中間地点のところなんです。上に堤がありまして、その堤の下を盛土して畑にクヌギを植えたいという要望でございました。

目的はクヌギ植林ということで、どうしてかということ、イノシシの被害が多くて畑は作れませんということでした。盛土してクヌギを植えられるそうです。10アール当たり185本の見積りで植えられるそうです。

水利関係は承諾書がついておりまして、表の排水は排水路のほうに流すということでございます。

そして、油類は有害物質はございません。

それから、隣の承諾は2名いらっしゃって、□□さんと□□さんという方がおられて、その方も承諾をちゃんと受けましたということでございます。

以上です。

○議長：事務局より追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員さんのほうから御説明いただいたとおりでございます。

補足でございますが、先ほどクヌギの木を10アール当たり185本ということで、今回361平米ということになりますので、2メートル間隔で植栽をしていくということで、ここについては67本植える計画ということで、申請が上がっております。

以上です。

○議長：本件につきまして質疑・意見のある方はお願いいたします。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：それでは、ないようですので、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。私を含めまして全員賛成と認めます。御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することにいたします。

では、5ページをお開けください。

議案第15号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員より説明をいたします。私が担当委員になっておりますので、ざっと概略と、それから現地につきましては□□農地利用最適化推進委員さんも一緒に見ておりますので、後ほど御助言をお願いいたします。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。田733平米でございます。申請内容としましては、□□さんのところの御主人が塗装業をやられているということで、その関連の資材を置く場所として利用したいということで、契約内容は売買でございます。場所的には段畑になってはおりますが、真ん中に公共道が入ってます。後ほど下の地図を見ていただくと分かるんですが、一応両方を盛土して整地をするということになってます。2枚めくっていただくと字図が載ってます。真ん中が離れております。くっついてないんです。ここに里道が走っておりまして、68.9と上のほうの真ん中に書いてあるところ、ここに行くための道があるんです。そこは使わないということになっております。

ざっと以上です。□□委員さん、何かございましたらぜひお願いします。

○委員：今言われたとおりで、これは別に問題のあるようなところじゃありませんので、そのまま承諾をお願いしたいと思います。

○議長：よろしく申し上げます。それでは事務局のほうから何か追加などありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、議長から説明いただいたとおりでございます。説明があったように、実際使われる方は譲受人の御主人の方が足場等の資材置場として転用する、自宅に近いところを探していたところ、譲受人の方と話がまとまったというものでございます。譲受人と御主人の間で土地の使用貸借契約が締結されております。被害防除としましては、申請地2筆の周囲に土羽を設けまして周囲へ土砂が流れないような計画となっております。

水利承諾書は条件として付されておりましたが、8ページに地図がございます。申請地

斜め下の隣地□□が農地、畑になっております。こちらに排水等が流れないように配慮するように隣地承諾書の条件が付されておりました。計画では農地と反対側に水路がありますが、そちらのほうに既設水路がありますので、そちらに雨水等を流すという計画になっております。

説明については以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対して質疑・意見のある方はよろしく願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

9ページをお開けください。

議案第16号、非農地証明願いに関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員、□番委員の□□さん、御説明をよろしく願いいたします。

○委員：では、説明をいたします。

番号1、申請人、福岡市□□、□□。申請地の表示、□□。畑33平米です。次のページの図を見ながら聞いておいてください。当該地ですけれども、ちょうど□□線の脇にあたります。41年よりということで、私が知る限りでは竹林となっておりまして、傾斜地です。現在は竹林となっております。

以上で説明を終わります。

○議長：ありがとうございます。では、事務局のほうから追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員さんのほうから説明をいただいたとおりです。

沿線沿いというか、竹林でございまして、周囲も同じような状況です。周囲は地目上、山林とか、雑種地、原野、農地以外の地目ということで、ここだけ残ってたものでございます。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑・意見のある方はよろしく願いします。ございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することに決

します。

では、地図の次のページをお開けください。

議案第17号、農業委員会事務の実施状況等の公表についての件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：議案第17号、農業委員会事務の実施状況等の公表について説明をさせていただきます。

資料につきましては、表紙のところに別紙のとおりということで付けさせていただいております。資料につきましては両面刷りでございまして、6ページほどございます。

こちらについては毎年、こういった形で議案に上げさせていただいている分でございますが、農業委員会に関する法律がございまして、こういった形で前年度の農業委員会の活動の点検・評価であったり、今年度の活動計画、そういったものを6月30日までに公表しなければならないという規定があります。今回出しておりますのはあくまでも事務局の案ということになっておりますので、項目も限られております。もっとこのようにしたい、このようにやりたいということがほかにありましたら、御意見をいただいて、それを計画として公開していくということで進めさせていただければというふうに思います。

資料につきましては事前にお配りしておりましたので、簡単に説明だけさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、資料については両面のページで、最初の4ページが元年活動点検・評価、それから、5枚目6枚目が2年度の活動計画でございます。

説明については、活動計画のあとの2枚の分を使いながら、前年度分の評価も含めて併せて説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

点検・評価も活動計画も項目は同じです。大きく5項目ございます。

まず、3分の1というものがございます。令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)、3分の1ページです。

まず、最初ですが、農業委員会の状況に関しましては5年に1度の農林業センサスに基づいた数値になっておりますので、変更はございません。農業委員会の体制につきましても、昨年度と変わっておりません。

続きまして、3分の2をお開きください。2番目の担い手への農地の利用集積・集約化についてです。前年度集積目標405ヘクタールを達成することができました。2年度におきましても、新規集積目標面積を5ヘクタールといたしまして、活動としましては利用権設定の周知、あるいはあっせん希望農地の農業委員会、推進委員さん皆様への情報提供、そういったことを行いながら、農地の集積・集約化を進めてまいりたいと思っております。

それから、次の3番目です。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、前年度は参入がございませんでした。課題にも書いておりますとおり、生産性、立地等、条件のよ

い貸付希望農地が少ない。そういった中、新規参入者に対する農地の確保が課題というふうに考えております。新規参入目標を2経営体として、一つでも多くの参入ができるように、参入希望のあった際にはJA、あるいは普及センター等と協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3分の3ページでございます。

4番の遊休農地に関する措置ですが、前年度も農地パトロール、あるいは利用意向調査等で遊休農地の解消に向けて取り組んできたところでございますが、目標値までの解消には至りませんでした。課題に記載しておりますが、今後も高齢化、あるいは担い手不足により遊休農地の増加が懸念されております。そういった中で、また目標の解消面積を4.3ヘクタールとして、本年度におきましても地区別にまた利用状況調査等を行いながら少しでも遊休農地が解消できるように進めてまいりたいと考えております。また、具体的な取組につきましては、時期が近まりましたら協議をさせていただければと思っております。

最後になりますが、最後の違反転用への適正な対応でございます。違反転用面積0.2ヘクタールとあります。課題にも書いておりますが、農地の復元に期間を要するという事で、違反転用状態が長期化していることが課題でございます。これに関しましては、今後も県と連携を図りながら、解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。併せまして、今後も違反転用を増やさないために、日常的な農地パトロール等を行いながら、早期発見により新たな違反転用が発生しないような取組を進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明については以上です。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対しまして、質疑・意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：2点いいですか。まず1点目が、3分の3ページの違反転用というところなんですけど、まず農業委員会にかかって可決して農地転用をしたけど、その後何も改善されてないところが見受けられると。農地パトロールとかもした中でですね。そういった場合に、一応可決はして許可は得たのに何もしてない、ほったらかしというのが見受けられるので、そういったものに対しての違反というか、それ自体も違反じゃないかなという気がするわけですよ。

具体的に言うと、原地区に耕作放棄地があったんですけど、農業委員会と推進委員で耕作放棄地を農用地に変えて、今年米を作ってます。つまり、米を作ると周りが耕作放棄地にならずに、草を刈り始めた。その横が農地転用の許可を得てテニスコートか何かにするとしていたところがほったらかしたまんま荒らされているという案件があるんですよ。農業委員のOBの方から、おまえ、あれはどうなっているのかと。それはあんたたちのときに許可したんでしょ、俺たちの知ったことじゃあるもんかと言ったら、いや、おまえたちにも責任があるというようなことを



言われました。1回農地転用をして、ほったらかし状態になっているところが結構あるような気がしますので、それについてのチェックをどうするかというのを何か一つ入れていただきたいというのがまず一つですね。

二つ目は、合志の農業委員会に行ったときに、国の施策である人・農地プランの具体的な行動をされてるのに、この中に人・農地プランが一言も載ってないというのはいけないのではないかと。今から先、農業委員会は何をしていかなければいけないかという柱が要るので、人・農地プランについての考え方くらいは、1行入れるべきではないかというふうに思いました。

以上です。

○議長：それは報告書の中にですか。

○委員：いや、報告書というか、令和2年度の計画の中に。

○議長：市のほうでもアンケートを取られましたですね。市のほうで、農政のほうでアンケートを。あれに基づいて動き出しはあるとは思いますが、そこら辺で、農業委員会として何をするかというのは大事だと思いますね。

○事務局：動きとしては市の農政部門、農政担当と一緒に動いていかないといけないと思いますが、どこの項目に入れるかとなると……。どうしても項目が限られていて、全ての農業委員さんの活動を盛り込めるのかと言われるとちょっとあれなんです。

○委員：要はですね、今までと大して変わってないことばかりしか書いてないから、農業委員会の法律も変わった中で、農地を守るための人・農地プランという人の部分が出てきたので、そこを農業委員会としても大きな柱として何らか1項目入れておかないと、今までと全然変わらないじゃないかということになるんじゃないかという気がしました。国の施策に応じたところで農業委員会も動くべきではないかというところで、先進地視察の合志の中身をですね……。あれだけ具体的に、実際に農業委員会の役割を、アンケートを取りながら座談会もしながら農業委員会のあるべき姿をされてるのを見ると、同じ農業委員として襟を正さなきゃいけないところは襟を正しながら、基本的なルールに基づいて活動していくべきではないかというふうに思っていて、一言何か入れるべきはないかという気がしたんですよ。

○事務局：そうですね。内容からいくと、3分の2ページの担い手への集積・集約化、どれに当たるかという、この項目なのかなと。集約するような……。関連があるとすればですね。ですから、ここの活動計画の一つ、農業委員会の取組として盛り込むと。人・農地プランに関係するような内容をひとつまた考えさせていただければと思っています。

○議長：それでは、入れるということによろしいですかね。緩やかな形にしなければならないかもしれませんが、取り組んでいくということを入れるようにいたしましょうかね。

○委員：お願いします。

○議長：はい、どうぞ。

○委員：追加して懸案事項もお願いしたいんですけど。農地転用のそういう内容と違いまして、水田農業の営業、基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転じゃなくて利用権の設定とか、こういったものも、早く言うと地主のオーナーが農業を全然がやる気ないので、団地の人の親睦会に又貸しするんですよ、畑とか田んぼを。又貸して、区役も出てこない、水利もしない。しかし、□□から軽自動車に乗ってぼーんとあぜ道のところにとめて。そういう利用権設定をしていないと思うんですけども、そういう具合に放置したまま、地元の農家が一生懸命……。効率的な農業ができないという面につきましても、水利組合とかその農家のオーナーがいいと言ったから、そこにこうやって車をとめてるんだって言うけど、実際には地元の人は自分の田んぼを潰して、軽トラック1台分、2メートルから5メートルくらい畑のあぜを利用して駐車場を作るんです。そういう具合に無条件で口頭で農地を貸し借りして、個人的に作った市民農園みたいにして貸しているんです。

そういったところの指導の権限については、農業委員会がどこまでタッチできるかということもありましようけれども、基盤強化促進法の、俗に言う所有権移転じゃなくて利用権ですか、そういうもののチェックもしていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

区役もしない。ビニール商品は畑から田んぼに飛んでくる。市販の肥料袋が飛んでくる。マスクの破片は飛んでくる。とにかくそのオーナーがやる気ないもんだから団地の人に貸したって理論も分かりますけれども、市民農園促進法とか利用権設定とかきちっと線を引いて、農業委員の機能を果たしていかないといけないんじゃないかなと思っておりますので、そのところの関係もこれからよろしくお願いします。でないと、高齢化・少子化といいますが、農家の子供はほとんどサラリーマンになってますのでね。その次、農業をしたくない、できないという人がおりますので。

○委員：その辺は市民農園として市が管理していけば、めちゃくちゃする人はチェックできるはずなんですけどね。

○委員：市民農園促進法というのが別の枠であるんですよ。それと、この基盤強化の農地に係る利用権設定、それとの関連性。縦割りでいったらこれはもうなかなか、今、八尋さんが言われたようにまとまった農地の保全というのができませんのでね。そういった面でも農業委員の活動の場として知恵を、権限はないにしても、こういった内容で農業がうまいこと回るように地区の草刈りとか作道とか、区役とか、除草とか、車の駐車場とか、きちっと作りなさいよというようなガイドライン、そういったものが欲しいなと思っております。一応そういった内容で今後よろしくお願いします。

○議長：現実的にどのくらいあるかというのは、農地パトロールあたりで調査をいたしますので、

ぜひそういった中でチェックをしていただくのがまず大事じゃないですかね。どのくらいあるのかも調べて、そしてそれに対応するならするで。ただ駐車場勝手に作ったりは転用になりますからね。

○委員：オーナーの人もですね、やる気ないから、知識ないから、投げ渡しと言ったらいけないけど、よその市町村の自治会、何人かのメンバーに、ああ作っていいよと、そんな調子だからですね。やはり市民農園促進法とか農地の利用権設定、そういったところまできちっとしてもらえれば入園者も意識が高まると思うんですよ。

○議長：一応農地パトロールを、今年こういう状況がありますが、いずれ考えないといけないとは思いますが。早い機会にですね。ですから、その中で考えていきましょうかね。

○委員：はい。

○議長：よろしいですかね、そういうことで。事務局のほう、いいですか、それで。

○事務局：内容については個別の案件とも関わってるみたいなんで、また農政担当のほうも関わる部分になりますので、ちょっとまた……。参考になりました。

○委員：さっき農地転用と言いましたが、例えば資材置場が変わってると思ったら農業委員会を外れるんでしょう。

○事務局：地目が変われば外れます。

○委員：例えばテニスコートとかということになった場合に、実際にほったらかしている状態というのは、ペナルティーじゃないけど、違反転用じゃないけど……。

○事務局：そうですね、ある意味、違反転用という取り方でいいかと思うんですが。

○委員：そのチェックは、今まで案件として、ここで議案として提案、提出された中身のチェックというのは、最近3年とか5年とか追いかけてするということはあるんですか、ルールの中に。

○事務局：後の確認というのは、なかなか1件1件というのはできないんですが、実際の転用の許可は県の許可になるんですが……。

○委員：要はですね、県の許可までになっている分がほったらかされてるのを目の当たりにしたときに、何でほったらかしているのかって相手に対して警告するなりしておかないといけないのではないかな。地元のほうじゃ分かっているわけですよね。それに対して農業委員会から何か言うことが可能なかどうかという。今ふと、農地パトロールと言われたんで、そのときに農地パトロールの案件には入らないでしょう。入らないところをどうチェックするかと言われたときに、完全に枠外になっている状態をチェックはできないなと今思ったものだから。

○委員：転用した場合は、法務局にも登記されるでしょう。

○事務局：事業が完全に終わればですね。

○委員：登記までしたかどうかを確認しないといけないからですね。そのところが難しいと思

うんです。会社の運営が悪くなったから登記が遅れているとか。

○委員：何を言いたいかという、農業委員会で可決してるのにそのままほったらかし状態にしていることについては何もペナルティーがないのかということ、地元から言われるんですよ。だからそれを追いかけて、おかしいでしょう。あなたたち、農地転用したらちゃんと法務局に届け出て、ちゃんとそういうことになっていないといけないはずなのにならないというのは、それを認めてる農業委員会はいけないんじゃないかという、農業委員のほうにそういう質問が来るわけですよ。

○議長：農業委員としては基本的に許可は出してますから、委員会としては出してますから、それがちゃんと履行されないと違反転用になるんですよ。

○委員：そうでしょうが。

○議長：そうだと思います。ですから、当然その指導はしていかざるを得ないけど、分かりづらいというのが現実にあるんですよ。そこはどうか考えないといけないところかもしれないですね。

○委員：だから地元の情報の中でそういうのが出ている以上は、農業委員のほうに言われた以上は追いかける必要があるんじゃないかという。そんなに多くはないと思うんですけど、そういうのが一つ二つ出てくると不信感になるんですよ、農業委員会自体に。おまへたちは許可だけする団体かみたいな。そうじゃなくて実際に追いかけて、ちゃんと自分の転用したものに変えていく。ほったらかした状態があからさまになっているのは問題ではないかと。

○議長：皆さん全部ですが、日頃の活動の中でそういうのに気がつかれたり言われたりしたら事務局のほうに報告いただいて、ぜひそれは対応するような形を将来的、早い機会にとっていくべきだと私は思いますので、そこら辺、事務局含めて検討していただくようにしましょうか。ここでこのまま討論してもあれかもしれませんので。

○事務局：またパトロール等で気づかれた点は報告いただきたいと思います。

○議長：日頃の活動が特に大事でしょうから。

○事務局：さっきの話の続きなんですが、県のほうの許可が出た分については、事業の報告書というのを県のほうが許可書と同時に通知してるんです。実施状況を定期的に出しなさいというのを許可書と一緒に申請者に送ってるんですよ。それで、大体出てます。3か月、6か月、1年、定期的に進捗状況を出してくださいという指示をしてますので、大体出ているところなんですけども、中には出てないところもあります。それに関しては県も、これも県で申し訳ないんですが、しばらく出してないところに対しては、出してくださいという催告をしているのが現状です。ですから今のところ県のほうとしては何もしてないというわけではないんですが、うちの農業委員さんが、またこちらの活動も併せてやっていかないといけないなというふうに改めて感じたところ

ろです。

○議長：じゃあ、檜木委員。

○委員：先ほど、萩尾委員の話を聞いて納得はしたんですけど、結局、3年前でも5年前でも、以前の農業委員さんが決裁し終わった農業委員会の決裁事が、今現在の我々農業委員に同じように問題が継続しているということですよ。だから、農業委員さんのメンバーは変わるけど、同じ農業委員として周りからは見られているという、言い方はどうか分かりませんが、そういう感覚なんですよ。だから、一番に書類上の方法からいってもということ。新人の農業委員さんはそういう問題があったこと自体も知らない場合が多いと思うんですよ。

○議長：我々が農業委員会として決定して、転用しますという計画書が出てますよね。その後の何年の何月までにしますとなっているのですが。ここはチェックはしてないですよ。

○事務局：そこまでは事務局としてはしてないんですが……

○議長：大変なことになろうとは思いますが。ただ、そこでその報告書を出させるとか、そういうことをしていくのは農業委員会として別に問題ないですよ。やられたことに対しての結論をはっきり報告してください、我々としては許可したんだから。という言い方であれば通ると思いますから、そういうふうにするようにしたらどうですかね。こちらで決定する分はですね。県の方は県として当然されますので、それには支援していくという形しかないだろうし。そこは検討しましょうかね、皆さんと。

○事務局：進捗状況であるとかを報告させてもらって……。

○議長：恐らく、我々が許可した分にもあり得ることですからね。

○委員：何年経っていても何も改善されてないという、さっき檜木委員が言われたのが全てなんです。だからずっと引き続いてしてるのに報告書は県のほうには出してますというだけなんです。県のほうに全部言っても、県は実際に現場を見に来るわけでもないんで、それに対してペナルティーもなし、ほったらかし状態で農業委員会が認めたというふうに……。「おまえたちが認めたんだろうが。あんなふうに耕作放棄地になっているぞ」と言われると、責任を感じるわけですよ。

○議長：その辺は早急に考えましょうかね。そして全体としてこういうふうにしよとかいうのを決めてしまえば、筑紫野市の農業委員会としてしますという形でもいいと思うんですよ。当然、相手方に対して許可をするんですから、結果を聞きたいと。

○事務局：先ほどペナルティーの話があったんですが、これも一つのペナルティーなんですけど、違反転用された方がこれから先に転用しようかとなったときは、もちろんですけど許可はできない、これも一つのペナルティーなのかなと。

○委員：そういうことです。

○議長：違反転用をおざなりにしておいて次のやつをまた出しても、次のやつは通しませんと。前回ありましたよね。

○委員：そういうふうにしてくれと農業委員のOBから言われるわけですよ。だから実にその辺は滑稽のように聞こえるけど、反省点として、自分は……。僕は今2期目なんで、その辺のことを先輩が言われていたので要注意と思いながら、今、自分がその当事者になったときに何もできてないというのがどうしてなのかというところが一つあったものですから。その辺の要チェックはぴしっと市のほうの農業委員会としてクリアしておかないといけないというふうに思います。

○議長：あくまで個人の委員さんがどうこうじゃなくて、委員会としてちゃんとした形をとりたいなと思います。

○委員：お願いします。

○議長：そういうことで課題で残しておいてください。

ほかに御意見、御質問ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、いろいろ出していただきましてありがとうございます。本件に対する質疑、意見を終わりました、これより採決を行いたいと思います。本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では次のページ、計画書の後のページ、経営基盤強化促進法の件に移ります。

農政議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の御説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

番号1番、所有権移転を受ける者、□□。筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。福岡市中央区天神4丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積2,020平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期につきましてはいずれも令和2年の6月25日となっております。以下1筆となっております。合計の筆数といたしましては計2筆の売買の案件でございます。面積等の合計としては2,410平米となっております。本件につきましては、担い手であります□□氏へ所有権移転を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、御意見がありましたらお願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。

本案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、よって本件のとおり決定することといたします。

同じく農政議案。次のページをお開けください。

農政議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号2-06-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、528平米。利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、水田。期間につきましては令和2年6月11日から令和7年6月10日までの5年間となっております。

以降につきましては、事前に配布しておりましたので御割愛をさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。

総計が載っております。件数といたしましては9件で、更新が3件、新規が6件となっております。筆数といたしましては14筆、合計面積が2万538平米の利用権設定の件でございます。

説明は以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本件のとおり決定することといたします。

定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和2年第6回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまです。